

町道三佐畑ヶ瀬線畑ヶ瀬橋橋梁上部工事
工事仕様書

着手 令和 年 月 日

工事期間 日

完成 令和 年 月 日

請負代金額 円 也

請負人氏名

監督員氏名 佐々木 邦彦

条 件 (裏面参照)

施工計画打合せ		
月 日	監督員	印
	請負人	印

- 条 件
- ① 本工事の施工については「和歌山県土木工事共通仕様書」に基づき施工する事、特に下記事項について留意すること。
 - ② 契約締結後直ちに監督員と工程、施工方法その他詳細について協議し、速やかに現場代理人等通知書、経歴書を監督員に提出すること。
 - ③ 生コンクリートの使用については J I S 表示許可工場で生産された A 種を使用することを原則とする。
 - ④ コンクリートブロックの使用について J I S 表示許可工場で生産されたブロックを使用しなければならない。
 - ⑤ 工事関係書類は、和歌山県土木請負工事必携に基づき監督員へ速やかに提出すること。
 - ⑥ 保安施設については「土木工事安全施工技术指針」に基づき施工するのは勿論であるが最小限下記の施設を施すと共に工事完了後は速やかに撤去すること。
 - ⑦ 工事完了後の保安施設及び工事用材料の撤去
 - イ) 特に保安施設（標示板及びその他の標識）の番線処理について法面等に放棄しないよう徹底すること。
 - ⑧ 植栽等については枯死せぬように時期等を十分に考慮し施工すること。万が一枯死が確認されたときには、直ちに植栽しなおすこと。
 - ⑨ 着手の際は、関係者（関係機関）と十分に打合せを行い、後において紛争のなきよう務めること。

この工事（委託業務）の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
 - ⑩ 契約期間中は常時監督員と連絡をとり、工程管理については十分留意し施工すること。

条 件 明 示 書

(日高川町)

工事番号	令和7年度 防災・安全 第3号-1	工事名	町道三佐畑ヶ瀬線畑ヶ瀬橋橋梁上部工事
------	----------------------	-----	--------------------

	条件	現場条件	対策など特記事項
(1) 工程関係	1	月間工程表の提出	・毎月月初めに現在進行及び施工予定を明示した工程表を提出すること。
	2	隣接工事との調整	・仮設ヤードの盛土材は町道大又藤野川線道路災害復旧工事の発生土を流用するため、工程を調整すること。
(2) 用地関係	1	準備工	・施工時に民地を使用する場合は施工前に承諾を得ること。（仮設ヤードは町と所有者と契約済）
	2		
(3) 支承物件関係	1	上水道管	・架設時に当工事足場を利用し水道管を添加予定である。水道管の添加業者が決定後、作業に支障が生じないように調整すること。
	2	高圧電線下協議の実施	・架設箇所上空に高圧電線が架空しており、クレーン架設による影響の有無を確認するため、関西電力送配電(株) 田辺営業所 送配電係と事前打合せが必要である。
(4) 周辺環境	1	路面对策	・工事により発生する土砂、埃等は常時洗浄、散水し通行車両、近隣住民生活に支障を与えないよう注意すること。
	2	その他	・周辺住居あり。 ・工事看板・予告看板等設置し地元周知を図り、現場着手すること。
(5) 安全対策関係	1	通学路	・現場施工時は学校へ周知し、細心の注意を図ること。
	2	その他	・施工時、桁下への落下防止等、安全対策を徹底すること。
	3	その他	・工事箇所は作業完了後、バリケードで締め切り、工事看板・夜間灯具等を設置し、安全対策を徹底すること。
(6) 公害対策関係	1	粉じん	・桁下には河川、近隣に民家があり粉じん発生の抑制、対策を十分行うこと。
	2	その他	・仮設ヤードから発生する埃にも、散水するなど対策を十分行うこと。
	3		
(7) 品質及び技術管理関係について	1	その他	・土木工事請負必携に基づき適正に行うこと。
	2	その他	・工事写真は土木請負必携に基づく管理以外に、ダイジェスト版を作成し完成時、もしくは監督員から提出を求められた時に提出すること。
(8) 建設副産物対策関係	1	その他	・建設副産物、産業廃棄物が発生した場合は適正に処理すること。
	2		
(9) 現場使用材料	1		
	2		
(10) その他	1	週休2日対象工事	・本工事は、発注者指定型週休2日対象工事である。4週8休（月単位）を達成できない場合、設計変更により減額する。その他日高川町建設工事における週休2日工事実施要領（町HP参照）による。
	2	施工体制台帳等提出時のヒアリング	調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、施工体制台帳（契約書の写しも含む。）及び施工体系図（以下「施工体制台帳等」という。）の監督員への提出に際して、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、受注者は応じなければならない。
	3	施工計画書提出時のヒアリング	調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、共通仕様書に基づく施工計画書の監督員への提出の際、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、受注者は応じなければならない。
	4	入札参加資格停止について	（2）、（3）の提出等の指示に違反し、施工体制台帳等及び施工計画書を提出せず、又はヒアリングに応じなかった場合には、日高川町工事請負契約指名停止規程（平成17年規程第24号）に該当するものとし、入札参加資格停止とする。

※1 特に条件明示のないものについては、「土木請負工事必携」（令和4年7月 和歌山県）によるものとする。

※2 対策案については、想定事項を記載。最終は監督職員との協議により決定するものとする。

※3 その他、現場条件により協議が必要な場合は、監督職員に申し出ること。

工 事 年 度	令和7年度
工 事 番 号	防災・安全 第3号－1
工 事 名	町道三佐畑ヶ瀬線畑ヶ瀬橋橋梁上部工事
工 事 場 所	日高郡 日高川町 三佐・坂野川 地内

特 記 仕 様 書

日高川町のホームページに掲載している「共通特記仕様書」を特記仕様書とします。

【掲載場所】

役場HP → しごと・産業・観光 → 入札・契約 → 入札公告